

神埼市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託に係る質問事項及び回答

（1枚目／全2枚）

No.	質問項目	質問事項	回答
1	実施要領 2 頁 3 参加資格 (8)	同種業務の基準について、以下の業務は同種業務に含まれますか。 ①地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定業務 ②地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改訂業務 ③環境省の「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくりの1号事業」を活用した調査や再生可能エネルギー最大限導入計画策定等	①（改定業務）のみ同種業務とし、②（改訂業務）及び③については類似業務として扱います。
2	実施要領 4 頁 8 提案書等の提出 (2) 提出物 ウ	地球温暖化対策実行計画（区域施策編）等受注実績調書（様式5）について、P23 参加資格（8）では【同種業務】と【類似業務】の記載が求められているのに対して、8（2）提出物ウでは、【同種業務】の実績を記載するように示されています。 これは【類似業務】については記載せず、【同種業務】のみを記載するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	実施要領 4 頁 8 提案書等の提出 (2) 提出物 オ	請負実績を示す資料について、現時点で公表されている資料がない場合は、契約書及び仕様書の写しなどを代替として提出することは可能でしょうか。	今回請負実績として提出いただく資料としては、「他地方公共団体から請け負って策定した地球温暖化対策実行計画（区域施策編）本編又は概要版等成果品（1部以上）」としております。（実施要領4頁8（2）オ）
4	実施要領 4 頁 8 提案書等の提出 (2) 提出物 オ	請負実績を示す資料について、提出物ウに記載したすべての計画について、本編又は概要版等の写しを提出する必要があるのでしょうか。 あるいは、これまで作成した計画のうち、1計画以上について、本編又は概要版等の写しを提出すればよろしいのでしょうか。	提出物ウに記載した全ての計画等を提出する必要はありません。 1計画以上の本編又は概要版等（写し可）を提出してください。

神埼市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託に係る質問事項及び回答

（2枚目／全2枚）

5	<p>実施要領 様式集 様式6</p>	<p>業務実施体制書について、専任と兼任の基準についてご教示ください。</p>	<p>「専任」は一つの部署に所属し、一つの役職のみに就き、主として本業務及び他地方自治体から受注した同種業務・類似業務のみ行う者とします。</p> <p>「兼任」は二つ以上の役職や部署を兼務する者、または本業務及び他地方自治体から受注した同種業務・類似業務以外の業務を取り扱う者とします。</p>
6	<p>仕様書 5頁 5業務内容 (6)</p>	<p>会議等開催支援について、庁内会議の実施時期が決まっておりましたらご教示ください。</p>	<p>仕様書P.6のスケジュール（予定）を基本としますが、業務の進捗状況によって前後します。</p> <p>なお、開催回数については、計画策定に係る委員会を3回、庁内会議（11～1月）を1回、計4回程度を予定しています。</p>
7	<p>その他</p>	<p>1次審査及び2次審査における審査項目や評価基準、評価点等、公表可能な情報がありましたらご教示ください。</p>	<p>公表する情報は業務委託仕様書及び公募型プロポーザル実施要領（様式含む）のみとなります。</p> <p>審査項目及び評価基準並びに評価点数等は非公表としています。</p>